

# 魅力ある店舗づくり支援事業（店舗改修費）補助金について

## 【目的】

家賃が高止まりし、空き家・空き店舗の解消が進まない物件を、大家さんが家賃の値下げをすることを条件に、出店者の改修費用の一部を助成し、新規出店、起業する際の初期投資を軽減することで空き店舗の流動化を推進するほか、事業拡大や来街者サービスの向上、後継者対策及び通り商店街が一体的に取り組む既存店舗改修の一部を助成することで、中心市街地の活性化を推進する

### <空き店舗・空き家>

- ・新規出店者などの空き店舗や空き家の改修を支援します（昼間の営業や家賃値下げなどが条件）
- ・中心市街地の従業者数を増やすための取組みを支援します（常時雇用する従業員数が一定以上の事業を優遇）

### <既存店舗>

- ・事業拡大や来街者サービスの向上、後継者対策などに取組む既存店舗の改修を支援します

## ◎補助メニュー

補助区分等	実施地区	業種分類	補助率	補助金上限
空き店舗改修 (空き店舗を改修)	商業業務集積地区内	ア	1/2	150万円
		イ	1/4	75万円
	商業業務集積地区外	ア	1/4	75万円
		イ	1/6	30万円
住宅改修 (2階以上の空きスペースを賃貸住宅に改修)	地区内	—	1/4	75万円
	地区外	—	1/6	50万円
既存店舗改修	地区内	—	1/2	50~150万円

## ◎業種等区分

業種等分類	補助率	業種等区分
ア	1/2 (1/4)	小売業、飲食業
		常時雇用する従業者数が5人以上の事業
		中心市街地活性化に特に寄与すると市長が認める業種
イ	1/4 (1/6)	上記分類ア以外の業種
対象外		夜間営業のみの業種（ランチ営業を行わない居酒屋等）、遊興飲食店（スナック・バー等）、遊戯場（パチンコ店等）、恒常的に利用客・従業者のないもの（倉庫・詰所等）

※補助率は商業業務集積地区内、（ ）は同地区外

## 【既存店舗改修補助区分の考え方】

貢献度	補助率 限度額	補助対象事業（改修の主な目的）	補助事業創設により 期待される効果	対象経費
事業承継 事業拡大 ↑	① 1/2 150万円	・次代を担う若者等に引継ぐため、時代や市民ニーズにあった業種への転換に必要な増改築や改修 ・雇用増が見込める新規分野に事業拡大するために必要な増改築や改修	・後継者の確保（1年以内） ・従業員の増（1年以内） ・賑わい創出による回遊者の増	・内装、外装工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事など
	② 1/2 100万円	・市民や地域のコミュニティ醸成を高めるため、ギャラリーや休憩スペースを設けるための増改築や改修 ・まちなか回遊者にトイレ等を解放するための改修 ・通り商店街などが策定した統一したデザイン、コンセプトによる街並み形成のための外装等の改修 ・後継者にバトンタッチするに当たり必要となる外装やショーウィンドウ、内装等の改修	・賑わい創出による回遊者の増 ・地域コミュニティの醸成による安全安心なまちなかの推進 ・後継者の確保（1年以内）	・内装、外装工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事など
	③ 1/2 50万円	・自店のイメージアップのため、外装やショーウィンドウを改修（表通りに面する店舗正面の改修 → お店の顔） ・空き地などを活用した来客用無料駐車場の整備（土地購入費を除く）	・賑わい創出による回遊者の増 ・売上増による地域経済の活性化	・外装工事 ・電気設備工事 ・整地費、外構工事など
↓ 自店の魅力 ・売上増				

## 【補助金のお問合せ先・申請窓口について】

- ◆市では、中心市街地の空き店舗・空き家・空き地の解消を図るため、対策窓口「こささーる@空店舗」を開設しています。
- ◆「こささーる@空店舗」は、市の委託を受けた岩見沢地方宅建協会が運営しています。
- ◆窓口では、仲介無料で空き店舗の紹介や賃貸条件の意向確認及び出店支援のほか、「魅力ある店舗づくり支援事業補助金」の受付や申請書類の説明、予備審査などを行います。

問合せ・申請窓口

こささーる@空店舗（4条西5）

☎31-0001

岩見沢市 中心市街地活性化推進室

☎31-0101

